

第1回 農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月20日 9:40～10:40

場 所 農村環境改善センター

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埤田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：中道事務局長、渡辺主事補

1 開会

2 付議事項

互選第1号 中札内村農業委員会会長の互選について

互選第2号 中札内村農業委員会会長の職務代理者の互選について

第3号 中札内村農業委員会委員の議席の決定について

3 議事録署名委員の指名

1 番 島次代理
2 番 埤田委員

4 報告事項

（1）諸般の報告について

（2）7月の業務報告について

（3）8月の業務予定について

5 議案

第1号 合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 協議事項

（1）部会の設置について

（2）農地あっせん委員、農用地利用調整委員の地区割担当について

（3）中札内村大規模草地育成牧場運営審議会委員の推薦について

（4）中札内村農業担い手育成センター委員の推薦について

（5）広報委員の選出について

（6）農業委員会互助会会長・副会長の選出について

（7）その他

7 その他

（1）次回の総会

8月25日（火）午後1時30分から

（2）その他

事務局長	ただ今から第1回中札内村農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日の出席委員数は13名で、定足数に達しております。 本日の総会は、村長が招集しておりますので、開会にあたりまして、森田村長からご挨拶をいただきます。
村長	皆さん改めまして、おはようございます。 先ほど新たな農業委員13名に辞令を交付させていただきました。 この内、12名の方が再任、1名が新任ということになりました。新しい体制になっても安定感のある顔ぶれになったかと思います。前回の改選から、選挙による選出から任命制ということに変わりまして、引き続きよろしくお願いしたいと思います。 さらに農業に関する状況について私のほうから簡単にお話しさせていただきます。 農林水産省の統計調査であります農林業センサス、また北海道立の十勝農業試験場で色々な統計をまとめております。これによりますと、農業者の農業戸数、そして農業者人口というのは年々減少しております。これは日本の人口が十数年前から急激な減少傾向に入りまして、それに伴っているということになっております。ただ皆様方のご努力のおかげで、しっかりと地域の農地を適切に調整いただいて、中札内農業として非常に素晴らしい成果をあげている状況であります。重ねて感謝申し上げたいと思います。ただ農業者の人口減少、そして高齢化ということは日本の国民の傾向と同じということになっております。ただ中札内については、十勝の中でもゆったりとしたペースでして、他の市町村から見ると、課題はないわけではないですけども、ゆっくりとしたペースで進んでいるという状況であります。この傾向はこれからも変わることは今のところないという状況で、高齢化と人口減少は中札内でも着実に進んでいくことになると思います。これまでは農業者の皆様方のご努力で農業者人口が減った分の農地をしっかりと規模拡大していただいておりますが、これからもその傾向で対応しきれぬのか、そのあたりは非常に不透明感が強まっている状況であります。その中で、農業委員会の果たしていくべき役割というのはこれまで以上に大きなものになると考えています。先ほど議案を見せていただいたのですが、中札内村農業委員会の憲章というのがあります。ここに書かれていることをですね、改めて皆様方にこれからはしっかりと継続的に持続的に遂行していただくということで、これから3年間、中札内村の明るい未来を支える農業の持続的な発展のためにこれからもご尽力を賜りますようお願い申し上げます。 長くなって恐縮です。コロナが東京でも本州でも非常に大きな拡大をしておりますので、これから更にどのような影響が及ぶかわかりません。その中で皆様方のご知見等いただきながら、村づくりをしっかりと進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは改選後、初の総会でありますので、本来であれば、ここでそれぞれ自己紹介をいただくところではありますが、今回の委員改選では12名が再任という形となりましたので、お互いに面識のある方々が多いと存じます。 今回は新たに選任されました埴田委員から、行政区、抱負等の自己紹介をお

	願いたいと思います。 それでは、埜田委員、よろしくお願いします
埜田委員	このたび共栄・興和地区から選出されました、埜田隆志といいます。わからないことが多いので、皆さんから吸収し、勉強しながら活動を行っていきたいと思っておりますので、３年間、よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより総会をはじめさせていただきます。 農業委員会等に関する法律第２１条第１項の規定により、会長が決まるまで本日の会議招集者であります森田村長が仮議長となり議事を進めさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。
村長	それでは、これより本日の会議を開きます。 付議事項に入ります。 互選第１号 中札内村農業委員会会長の互選についての件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案の３ページをお開きください。 互選第１号中札内村農業委員会会長の互選について。 農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定並びに中札内村農業委員会規則第２条第１項の定めるところにより、最初に開催される総会において中札内村農業委員会会長を委員の互選により選出するとされております。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
村長	先ほど事務局の方からご説明しました通りお諮りいたします。今回の改選については、６月総会後の委員協議の中であらかじめ選考委員での指名推薦ということで、ご了承をいただき、選考委員として真野委員、小山委員、八田委員を選出しているとお聞きしておりますが、選考委員による指名推薦ということで、ご異議ありませんでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
村長	ご異議がないようですので、会長の互選につきましては、指名推薦の方法により行いたいと思います。 会長の指名については、選考委員を代表して小山委員からお願いします。
小山委員	はい。前回に引き続き、出羽委員を会長に推薦いたします。
村長	ただ今、小山委員から出羽委員を会長にという指名推薦がございました。 出羽委員を会長ということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
村長	それでは、出羽委員が会長ということで決定いたします。

	なお、出羽会長には北海道農業会議の１号会議員にも同時に就任していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。
事務局長	これもちまして、仮議長の職務はすべて終了いたしました。 これより先、議事進行は出羽会長に交替いたします。 ここで森田村長は退席いたします。
村長	３年間よろしくお願いいたします。 それでは失礼いたします。 （村長退席）
事務局長	それでは会長になりました出羽委員は席を議長席へ移動をお願いいたします。 それでは、改めまして出羽会長から一言ご挨拶をお願いします。
議長	本日は大変ご苦労様でございます。また会長という大役を仰せつかり、緊張感でいっぱいでございます。 さて、この３年で国際化は大きく進み、今年に入りまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世間の様子は一変しております。 十勝農業に関しましても、既に影響は出ておりますが、これから先どのような影響が出るのか、はかり知れません。前例のない厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っているところであります。このような中、私共農業委員といたしましては、農業者の生産の基盤、財産である大切な農地を、一層の緊張感、平等性を持って、法律に基づいて取り扱っていかなくてはならないかなというふうに思っているところであります。委員の一人一人が同じ意識を持ちながら、時には厳しい判断をしなくてはならないと思いますが、農家に寄り添いながら、中札内村の農業振興に少しでも尽力できればな、というふうに考えているところであります。 また３年間ですね、職員の方を含めまして、ご迷惑ご心配をかける部分もあると思いますが、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。３年間どうぞよろしくお願いいたします。
事務局長	それでは、付議事項第２号 中札内村農業委員会会長の職務代理者の互選についてを議題といたします。 事務局から説明願います。 総会議案４ページをお開きください。 中札内農業委員会会長の職務代理者の互選についてです。 農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定並びに中札内村農業委員会規則第４条の定めるところにより、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、会長の職務代理者を委員の互選により選出するとあります。 職務代理者の選任についても、会長の選任同様あらかじめ選考委員会での選任を了承いただいているところです。

議長	職務代理者の選任についてですが、こちらあらかじめ選考委員による選出をご了承いただいておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
委員	(「異議なし」の声)
議長	異議がないようですので、選考委員による指名推薦に決定いたします。それでは選考委員を代表して小山委員から指名推薦をお願いします。
小山委員	それでは、職務代理者に島次委員を指名推薦いたします。よろしくお願いします。
議長	ただ今、職務代理者に島次委員の推薦がありました。島次委員を職務代理者ということで決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか
委員	(「異議なし」の声)
議長	それでは、島次委員が職務代理者ということで決定いたします。島次代理から挨拶をお願いいたします。
島次代理	皆様、ご苦労様です。大変恐縮ではありますが、選考委員の皆さんと、また出羽会長より推薦をいただきまして、会長職代理をさせていただくことになりました。 6年間農業委員として活動してきましたけれども、これからも一層勉強して、出羽会長と共に円滑に進めて参りたいと思います。3年間、ご協力よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 次に付議事項第3号 中札内村農業委員会委員の議席の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局長	5ページをお開きください。 議席の決定は、会議規則第8条の定めるところにより「くじ」で決めることになっております。「くじ」を引く順番であります。ただ今の席は仮議席として名字の五十音順となっておりますので、この着席順により「くじ」を引くことをご了承いただきたいと思います。 なお、過去の例により、1番は職務代理者、13番は会長の議席と定めておりますので併せてご承知いただきたいと思います。
議長	ただ今説明がありましたように、議決の決定については「くじ」で決めさせていただきますので、よろしくお願いします。 ただ今、事務局の方で準備しますので少しお待ちください。 (渡辺主事補が各委員席へくじを持参、各委員がくじを引く)
議長	それでは、議席の確認を事務局からお願いします。

事務局長	1 番 島次代理、2 番 埤田委員、3 番 李委員、4 番 八田委員、5 番 柚原委員、6 番 西野委員、7 番 水崎委員、8 番 小山委員、9 番 鎌田委員、10 番 真野委員、11 番 阿部委員、12 番 松島委員、13 番が出席会長となります。 以上です。
議長	これで議席が決まりました。 それでは席の移動のため各委員は席札をもち議決番号順に席へ移動願います。暫時休憩いたします。 (休憩：席移動)
議長	会議を再開いたします。 議席が決定しましたので、議事録署名委員を農業委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき指名いたします。1 番島次代理、2 番埤田委員を指名いたします。 次に4 番の報告事項に入ります。(1) 諸般の報告について私の方からは特にありません。皆さんの方から何かございませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	それでは(2) 7 月の業務報告並びに(3) 8 月の業務予定について事務局から報告願います。
事務局長	(2) 7 月の業務報告ですが、7 月27 日、南十勝農業委員会会長会議が本村にて開催予定で、会長と中道が出席予定です。 なお、この会議の中で十勝農委連の南十勝選出役員の協議と南十勝農業委員会連絡協議会のコロナウイルスに関連して今年度予定事業の実施の有無について協議が予定されていますので後日報告させていただきます。 続いて(3) 8 月の業務予定ですが、8 月4 日十勝農業委員会連合会臨時総会が帯広市にて開催予定で、会長と中道が出席予定です。 また、8 月下旬に農業委員会だより9 月号発行のための広報委員会の開催を予定しております。 業務報告、業務予定は以上です。
議長	続きまして、5 議案の審議に入ります。 議案第1 号 合意解約通知の成立状況の確認について 番号1 番及び番号2 番について一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第1 号 番号1 番～番号2 番について朗読説明】 いずれの案件につきましても、書類等の不備はなく、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく引き渡し前6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えています。 説明は以上です。

議長	それでは番号 1 番及び番号 2 番について一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということで質疑なきものと認め採決に入ります。 議案第 1 号、合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ございませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、番号 1 番は承認決定されました。 続いて合意解約の番号 2 番の採決に入ります。 番号 2 番について原案どおり承認決定することに異議ございませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり承認決定されました。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について （１）所有権移転の番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第 2 号 （１）について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料、調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 1 番について地区担当委員の意見を求めます。 8 番 小山委員 何か補足などありませんか。
小山委員	ありません。
議長	1 番 島次代理 何か補足などありませんか。
島次代理	ありません。
議長	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということで質疑なきものと認め採決に入ります。 議案第 2 号（１）所有権移転の番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ございませんか。

委員	(「はい」の声)
議長	それでは、所有権移転の番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 続いて、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について (2) 賃借権設定の番号 1、番号 2 番について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第 2 号 (2) について朗読説明】 なお、1 番及び 2 番、いずれの案件につきましても、別紙でお配りしている資料、調査書 2 ページ及び 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は、以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃貸借の番号 1 番から番号 2 番について現地確認委員の意見を求めます。 10 番 真野委員 何か補足などありませんか。
真野委員	ありません。
議長	11 番 阿部委員 何か補足などありませんか。
阿部委員	ありません。
議長	それでは議案第 2 号(2) 賃借権設定の番号 1 番及び番号 2 番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということで、質疑なきものと認め採決に入ります。 議案第 2 号(2) 賃借権設定の番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ございませんか。
委員	(「はい」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 続いて賃貸借設定の番号 2 番について採決を行います。 番号 2 番について原案どおり可決決定することに異議ございませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり可決決定されました。

	次に議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局	【議案第３号について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。 ８番 小山委員 補足などありませんか。
小山委員	ありません。
議長	１番 島次代理 補足などありませんか。
島次代理	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑ないということで質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ございませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案を終了いたします。
	続きまして、協議事項に入ります。 （１）部会の設置について事務局から説明願います。
事務局長	部会の設置については、法律によって義務づけられている部会ではありませんが、農業委員会規則第８条において部会の設置については、任意で設置することができるようになっており、委員選任のための選考委員の中でも部会設置について協議をさせていただきました。これまでは、農振部会では農業委員会執行方針案の協議や法律改正の周知、農業委員会予算案の説明、村に対する建議案の協議を行ってきておりますが、平成２７年度以降は開催がされておりました。また、農地部会においては、標準小作料の改定や入り作対策の協議、標準売買価格の協議、下限面積の設定、建議案の協議をしてきており、こちらでも平成２７年以降は開催されていない状況です。こうした状況にあることから、今回について部会設置はせず、諸課題等については、基本、全員協議会で協議することとし、部会の設置が必要となった案件が出てきた場合には部会設置するということで提案させていただきたいと思います。
議長	ただいま事務局の説明による提案がありました。

	部会設置についてお諮りします。今回部会の設置はせず、諸課題については全員協議会での協議を基本とし、部会については必要な案件が出た場合に設置することし決定することで ご異議ございませんでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それではご異議なきものとし、部会設置はしないことで決定いたします。 以上で部会設置の件は、終了いたします。
事務局長	次に（２）農地あっせん委員、農用地利用調整委員の地区割担当について事務局から説明願います。 農地あっせん委員・農用地利用調整委員の地区割担当の件についてご説明いたします。 この件につきましては、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づいて設置をしている委員です。また、中札内村農業委員会としてこの二つの法律を遵守しながら農地の適正な処理を行うため、中札内村農地移動適正化あっせん基準を制定して農地の売買・賃貸借について、土地所有者からの申し出があった場合に農地あっせん・農用地利用調整を行ってきております。 なお、以前から全村を４つのブロック「中札内地区」「常盤地区」「上札内地区」「中島地区」に分けて１地区に３人程度の農業委員を地区担当として割り当てしております。また、地区内における農地の事情・農家の経営状況等を勘案して農地処理を進めるため、農業者の委員さんは居住地を基本に割り振りをさせていただきました。また、中立の立場として団体等から推薦された委員につきましては、これまでの担当地区のあっせん取引の経過を知っている面を考慮して前回同様の地区へ割り当てさせていただいております。 これからそれぞれ担当地区の割り当ての案を申し上げますので、ご協議をお願いしたいと思います。 中札内地区が、鎌田委員、八田委員、埴田委員の３名 常盤地区が、阿部委員、真野委員、西野委員、松島委員の４名 上札内地区が、出羽会長、水崎委員、李委員の３名 中島地区が、小山委員、島次代理、柚原委員の３名 以上割り当て案として提案させていただきます。
議長	ただ今事務局から地区割について提案がありましたが、ご異議ありませんでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	以上で農地あっせん委員・農用地利用調整委員の地区割担当の件について終了いたします。 次に（３）中札内村大規模草地育成牧場運営審議会委員の推薦について、事務局から説明をお願いします。

事務局長	牧場運営審議会委員の推薦についてご説明いたします。この運営審議会は、平成元年にできた審議会で、審議委員5名で構成されております。審議委員は、農業委員、酪農関係者、学識経験者から村長が委嘱することになっており、任期は2年で農業委員から1名を推薦することになります。 現在は任期途中でありまして、残任期間は令和3年9月30日までとなっております。現在、水崎委員が審議会の副会長を担っていただいております。水崎委員が再任となりましたことから、引き続き現職を継続いただくことで承認提案するものです。
議長	ただ今、事務局から審議会の説明と委員の継続についての提案がありました。水崎委員の継続ということで、いかがでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それでは、水崎委員に決定します。 続いて、（4）中札内村担い手育成センター委員の推薦について事務局から説明をお願いします。
事務局長	中札内村農業担い手育成センター委員の推薦についてご説明いたします。 農業担い手育成センターは、平成10年に設立された組織で、当初は農業実習生の受け入れ対応が中心でありましたが、平成12年から後継者の花嫁対策も業務となり、組織強化がされてきました。 現在は、農業委員会として、会長が副理事長、職務代理者が委員長、そして農振部会の正副部会長2名が委員を担っていただいております。 役員の任期は3年間で、令和2年4月20日から令和5年4月19日までの3年間のうちの残任期間となります。 こちらについても、選考委員の中で協議をいただいているところあり、また今回部会設置がないことから、指名推薦をお願いできればと思います。
議長	ただ今事務局から説明がありました。 こちらあらかじめ選考委員での協議があったようですが、会長、職務代理を含め、選考委員からの指名推薦ということでいかがでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それでは、選考委員を代表し、小山委員から指名推薦をお願いします。
小山委員	出羽会長、鎌田委員、島次代理、私、以上4名を指名いたします。
議長	ただいま指名推薦がありました。 指名推薦のとおり決定してよろしいでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それでは指名推薦のとおり決定いたします。 次に（5）の広報委員の選出について事務局から説明をお願いします。

事務局長	現在、年に2回「農業委員会だより」を発行しています。内容の企画や編集に際して「広報委員会」が必要であることから、選出していただきたいと思います。なお、広報委員は5名選んでいただいております。今回は、職務代理者を広報委員長に、委員には、農地部会・農振部会の正副部会長をお願いしております。 こちらについても、あらかじめ選考委員の中で協議をさせていただいております。
議長	ただ今説明がありましたが、委員の選出につきまして、今回は代理を広報委員長に、農地部会長、農地副部会長、農振部会長、農振副部会長の5名の委員をお願いしておりますが、今回は選考委員からの指名推薦ということでいかがでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それでは小山委員から指名をお願いします。
小山委員	委員長は島次代理、真野委員、埴田委員、西野委員、八田委員、柚原委員、以上6名を指名いたします。
議長	ただ今、指名推薦いただきました 広報委員の件については、指名推薦のとおり決定してよろしいでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	広報委員の件については、決定いたしました。 次に（6）農業委員会互助会長・副会長の選出についてお諮りしたいと思います。 事務局から説明願います。
事務局長	互助会役員ですが、こちらは農業委員全員による福利厚生を目的に互助会がありまして、各種事業・行事等がありますので、互助会長・副会長を選んで事業を進めております。こちらあらかじめ選考委員の中で協議させていただきます。
議長	事務局からの説明は終わりました。 互助会役員について選考委員からの指名推薦ということでいかがでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	それでは小山委員から指名をお願いします。
小山委員	会長に阿部委員、副会長に李委員を推薦いたします。

議長	ただいま２名の指名がありました。 指名推薦のとおり互助会長に阿部委員、副会長に李委員で決定してよろしいでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長	異議がないということで互助会役員について決定いたします。 次に（７）その他ですが、互助会関係及び事務連絡について事務局から説明願います。
事務局長	互助会関係について説明させていただきます。 まず会費ですが、月額３，０００円となっております。 それから全国農業新聞の購読料が月額７００円となっております、合わせて３，７００円を８月の報酬から天引きさせていただければと思います。 報酬につきましては、指定口座に振り込みしますので、新任の埜田委員におかれましては、先日お送りしています振込依頼書の提出をお願いいたします。 また、自家用車の公務使用の申請書につきまして、本日配付しますので、公務災害の手続きもありますので、次回総会前までに早めに提出してください。 新任の埜田委員におかれましては、後日農業委員章と手帳を配布させていただきますが、農業委員章につきましては公務の時はできるだけ着用するようにお願いいたします。以上です。
議長	互助会の件と自家用車の公務使用の手続き関係について、よろしく願います。 それでは、７のその他の（１）次回の総会について事務局より説明をお願いします。
事務局長	次回の総会ですが、８月２５日（火）の午後１時３０分からでお願いしたいと思います。
議長	次回の総会は８月２５日（火）午後１時３０分ということでお願いいたします。その他、こちらからは特にありませんが、皆さんから特になければ、これで会議を閉じたいと思いますが、よろしいですか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それではこれで第１回総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした」の声） （１０時４０分閉会）

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和2年7月27日

議長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）